～原動機付自転車の郵送による廃車の手続きについて～

原動機付自転車の廃車の手続きをしないで転出した場合、郵送による手続きが可能です。

ただし、送付された書類に不備がある場合は受付できない場合がありますのでご了承ください。

【対象車両】　**原動機付自転車（125cc 以下）**

【必要なもの】



・（前頁「様式のダウンロード」）に掲載の「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」

※必要事項を記入

※「届出者の電話番号」欄に昼間連絡のできる電話番号を必ず記入

・ナンバープレート（無い場合は要相談）
・標識交付証明書（紛失した場合は不要）
・届出者の身分証明書の写し（免許証・マイナンバーカード・保険証等）
・返信用封筒（宛名明記のうえ１１０円切手を貼付）

【廃車日】原則として市が書類を受領した日
（書類等に不備のない場合に限る）

【送付先】

〒321-1292
栃木県日光市今市本町１番地
日光市役所　税務課　市民税係

詳しくは、日光市役所税務課市民税係（0288-21-5113）へお問合せください。